

## 女性の就職応援フェア2026委託業務仕様書

### 1 事業趣旨

和歌山市では、女性の有業率が全国や県に比べて依然低い水準にあり、女性の就労機会や活躍の場が十分とは言えず、ライフステージに応じた多様な働き方の実現が課題となっている。人口減少や労働力不足が進む中、地域経済の持続的な発展のためには、女性の力を最大限に活かすことが求められる。

本事業は、託児付き合同企業説明会及び企業向けセミナーを通じて、女性の就職支援や活躍促進、企業における人材確保・定着や職場環境改善の理解を深めることを目的とする。こうした取組により、女性の就職支援にとどまらず、地域全体で女性活躍を支える環境づくりへと事業の目的を広げ、就業後の定着や活躍促進につながる取組へと発展させることを目指す。

なお、本事業の成果指標として以下を目標とする。

- ① 合同企業説明会参加者数：100人以上
- ② セミナー参加者数：50人以上
- ③ 参加者アンケート満足度：80%以上
- ④ 内定者数：10人以上

上記の達成状況は、後述のアンケート調査・内定状況の追跡調査により検証する。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月31日（日）まで

### 3 必要要件

国もしくは地方公共団体と直接契約し、企業30社以上が参加する対面での合同企業説明会運營業務の履行実績があること。

### 4 委託業務の概要

- (1) 女性の就労・キャリア形成に関するセミナーの実施
- (2) 託児付き合同企業説明会の開催

### 5 委託業務の詳細

- (1) 女性の就労・キャリア形成に関するセミナーの実施

#### ア 開催概要

- (ア) 令和8年9月4日（金）
- (イ) 和歌山市西コミュニティセンター 多目的ホール（大）午後 予約済み
- (ウ) 1回実施するものとし、対面形式により実施すること。
- (エ) 本セミナーは、託児付き合同企業説明会の開催前に実施し、これから就職・転職を希望する女性が安心して就職活動に臨めるよう支援するとともに、企業側にとっても女性人材の採用や働きやすい職場環境づくりについて理解を深める機会とする。
- (オ) 実施時間、会場の使用方法その他の詳細については、和歌山市と協議の上決定する。

## イ 参加者の募集

- (ア) 対象者は、これから働くことを希望している子育て中の女性、転職を考えている女性、求職中で早期に就職を考えている女性等とする。なお、女性の採用や働きやすい職場環境づくりに関心のある企業の経営者、人事担当者等の参加も可能とする。
- (イ) 定員は80人とする。
- (ウ) セミナーの周知については、市ホームページ、SNS、既存の企業ネットワーク等を活用し、効果的に参加者を募集すること。

## ウ セミナーの内容及び運営

- (ア) これから就職や転職を希望する者が、働き始めるにあたり必要な知識や情報を学び、安心して就職活動や再就職に臨めるよう支援することを目的として実施すること。
- (イ) セミナーの内容については、就職・転職を希望する女性の関心やニーズを踏まえ、「今、知りたい」と感じているテーマを中心に、就職に向けた意欲や自信を高めることができるものや、仕事と生活の両立に関する考え方や、働き方に関する制度や仕組み等について学ぶことができる内容とする。テーマに精通した講師を配置し、具体的な内容は和歌山市と協議の上決定すること。実施時間は2時間程度とする。
- (ウ) 講師は、社会保険労務士、キャリアコンサルタント、又はテーマに精通した専門家等を起用すること。
- (エ) セミナー参加者が託児付き合同企業説明会へ参加しやすいよう、当該説明会の周知や案内等を行い、参加を促すこと。
- (オ) セミナーの運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、セミナーが円滑に進行し、参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1人を含み計2人程度）を行い、綿密な計画のもとでセミナーを開催すること。

## エ 参加者へのアンケート調査及び集計

参加者及び参加企業に対してアンケート調査を実施し、取りまとめ分析のうえ、和歌山市に電子データにて報告すること。アンケート項目は和歌山市と協議の上決定する。

## オ 実施報告書の作成及び提出

実施概要、参加企業数及び参加者数等の結果、アンケート結果及びその分析、今後の課題及び改善策等を記述した実施報告書を提出すること。また添付書類として、当日の履行状況が確認できる写真、当日配布資料を提出すること。詳細な内容は和歌山市と協議の上決定する。

## (2) 託児付き合同企業説明会の開催

### ア 開催概要

- (ア) 令和8年10月2日（金）10時～15時
- (イ) 和歌山ビッグ愛1階大ホール

- (ウ) 会場（大ホール） 前日準備のための10月1日（木）夜間及び、  
当日2日（金）午前・午後 予約済み  
託児スペース（和歌山ビッグ愛会議室1203）当日2日（金）午前・午後 予約済み  
※会場費は企業負担とする
- (エ) 対象者は、これから働くことを希望している子育て中の女性、転職を考えている女性、  
求職中で早期に就職を考えている女性等とする。

#### イ 参加企業の募集・選定

- (ア) 市内企業30社の公募を行う。
- (イ) 参加企業は和歌山市に本社又は営業拠点を有し、えるぼし認定・くるみん認定取得企業、  
和歌山県女性活躍企業同盟参加企業のほか、女性を積極的に採用する予定のある企業、  
又は多様で柔軟な働き方に取り組んでいる企業とする。また、参加者が集まりやすいよ  
うに業種・職種等偏りのないよう選定すること。
- (ウ) 参加企業の決定については事前に和歌山市へ承認を得ること。

#### ウ 参加者の募集

- (ア) 対象者は、これから働くことを希望している子育て中の女性、転職を考えている女性、  
求職中で早期に就職を考えている女性等とする。
- (イ) 参加者人数は100人を目標とする。
- (ウ) 女性の就職応援フェア2026の公式LINEアカウントを作成し、申込を受け付ける  
こと。加えて、リマインドメッセージ送信、当日の案内（ブースマップ、プログラム送  
付など）等を実施し、参加率の向上を図ること。
- (エ) 事前周知に当たっては、新聞折り込みチラシや各戸配布情報誌等への記事掲載（半2段  
以上）により、少なくとも3回は和歌山市の全域へ周知を図ること。
- (オ) 上記とは別に周知用ポスター（B2、片面、カラー、200部）、チラシ（A4、両面、  
カラー、5,000部）を作成し、スーパーマーケット、幼稚園等女性の集まる施設に  
配布するものとし、デザイン、配布先については和歌山市と協議の上決定する。
- (カ) ランディングページを作成の上、SNSにより和歌山市在住の女性をターゲットとした  
広告を掲載した上で、求人媒体への掲載、自社媒体を活用するなどにより効果的に集客  
を図ること。また、LINE公式アカウントやランディングページと連動し、申込への  
導線を明確にすること。
- (キ) 参加者数が目標に満たないと想定される場合、企業負担により更なる広報活動を実施す  
ること。

#### エ 配付資料及び物品の作成

- (ア) 参加者に当日配布する資料として受付票（5枚複写）、イベント会場図、参加企業の企  
業プロフィールや求める人材等を紹介するパンフレットを用意すること。なお、パンフ  
レットのデザイン等については和歌山市と協議の上決定する。
- (イ) 集客効果を高めるための物品（グッズ）を作成し、説明会において参加者に対して配付  
すること。配付対象は最大120人とし、1人当たりの物品単価は500円以内とする

こと。なお、配付する物品（グッズ）の仕様、デザイン、配付方法等については、和歌山市と協議の上決定する。

- (ウ) オンラインによる参加者についても、事前に参加資料をメールまたはLINEで配信するほか、デジタルギフト等の提供により、直接会場に来場される方と同等の対応ができるよう努めること。

#### オ 託児付き合同企業説明会の運営

- (ア) 参加者が対面形式で企業の説明を受けることができるよう参加企業ごとのブースを設けること。ブースの大きさは参加企業が2人程度、参加者が3人程度着席できるよう余裕をもった大きさとし、パソコンやプロジェクターなどが使用できる電気配線を設けること。

- (イ) 当日会場に来られない方のために、パソコンを設置してオンラインで企業や相談窓口の話の聞くことができるブースを設けること。相談は予約制とし、参加企業と事前に調整の上実施すること。

- (ウ) 子育て中の女性が安心して参加できるように、無料託児スペースを設置し保育士を配置すること。託児規模としては、乳幼児（月齢5か月以上）約20人を想定する。託児は予約制とし、予約人数に応じて保育士の適切な配置を行うこと。

- (エ) 就職支援コーナー（キャリアコンサルティング、適職診断等）を1ブース設置すること。そのほか、美容と健康に関する体験コーナーを設置すること。（コーナー例：骨格診断、パーソナルカラー診断、スキンケアチェック、栄養アドバイスコーナー、ストレス解消・疲労回復コーナー等。）2種類以上の体験ができるものとする。

就職支援コーナー、美容と健康に関する体験コーナーの会場は大ホール入口のホワイエを活用するものし、参加者が周回しやすいように配置すること。また上記とは別に和歌山市子育て支援課、和歌山県社会福祉協議会、ハローワーク和歌山によるブースも設置予定のため、会場レイアウトに含めること。

全体のレイアウトや各コーナーの内容は和歌山市と協議の上決定する。

- (オ) 参加者同士が気軽に交流し、就職や子育てに関する情報共有を行うことができるスペースを設置すること。本スペースは、託児付き合同企業説明会と同一会場内に設け、参加者が自由に利用できるものとする。

実施に当たっては、参加者が安心して過ごすことができるよう、受託者において適宜見守りや声かけ等を行うスタッフを配置すること。参加者は、休憩や情報交換等、それぞれの目的に応じて利用できるものとする。

あわせて、参加者がリラックスして利用できるよう、参加者1人につき1点の軽食等を準備すること。

なお、実施方法（時間帯、運営方法等）の詳細については、参加状況等を踏まえ、和歌山市と協議の上決定するものとする。

- (カ) 合同企業説明会の運営（会場設営、受付、進行、会場撤去等）の一切について主体的に行うこと。また、合同企業説明会が円滑に進行し、参加企業や参加者からの苦情やトラブルが発生しないよう十分な人員配置（総括責任者1人を含み計6人程度）を行い、綿

密な計画のもとで合同企業説明会を開催すること。万が一トラブル等発生した場合は、速やかに和歌山市へ報告を行うこと。

- (キ) 参加企業から負担金は徴収せず、また、参加者の入場料も無料とする。駐車料金について、参加企業は自己負担とし、参加者に対しては、イベント参加中2社以上の企業を訪問、アンケートの提出をもって駐車券を発行するものとする（最大100分）。

#### カ 参加者、参加企業へのアンケート調査及び集計

5 (1) エに同じ。

#### キ 選考状況追跡調査

説明会終了後、適当な時期において、参加企業に対して説明会参加者の就職内定状況調査を実施し、その結果を取りまとめて和歌山市に電子データにて報告すること。なお、契約期間終了日（令和9年1月31日）を踏まえ、年末までを目途に調査を行い、実施報告書に結果を反映すること。

#### ク 実施報告書の作成及び提出

実施報告書には、以下の内容を含むこと。

- (ア) 参加者数・属性・集客手段
- (イ) 参加者および企業のアンケート結果（満足度、感想、要望等）
- (ウ) 内定状況調査結果
- (エ) 今後の課題及び改善提案

添付書類として、当日の履行状況が確認できる写真、チラシ、ポスター、当日配布資料を提出すること。詳細な内容は和歌山市と協議の上決定する。

#### 6 対象となる経費

対象となる経費は、事業に従事する社員の賃金、通勤手当及び社会保険料等の人件費、会場費、周知広報経費、講師謝金、資料等の作成に係る印刷製本費、使用料・賃借料、その他事業を実施するために必要と認められる経費である。なお、飲食代・交際費に係る費用は対象経費に当たらない。

財産の取得は原則認めないので、リース又はレンタルで対応するものとし、やむを得ず財産を取得する場合には、事前に和歌山市と協議するものとする。

#### 7 その他

- (1) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。
- (2) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間保管すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、和歌山市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。
- (4) 本業務の進捗状況については本市の担当者に適宜報告すること。

(5) 和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守の上、個人情報を適切に管理すること。

#### 8 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、女性の就職応援フェア2026委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和9年1月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 誠実に委託業務を履行する意思がないと認められるとき。

(3) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金を請求することを妨げないものとする。

(賠償金等の徴収)

第15条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

(秘密の保持等)

第16条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第17条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第18条 乙は、委託業務の履行にあたり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するにあたり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第17条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(著作権等権利の処理)

第19条 乙は、委託業務を履行するにあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の履行上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(成果の帰属)

第20条 成果物の所有権は全て甲に帰属するものとし、甲は成果物についてこの契約の目的に従って独占的に使用することができる。乙は、いかなる形においても甲の許可なく本成果物を発表または引用してはならない。

(成果の利用及び著作権)

第21条 乙は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を成果物の納入後直ちに甲へ無償で譲渡するものとする。

2 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作権人格権を主張しないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関していると認められるとき。
  - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第23条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為につ

いて刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（紛争等の解決）

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

（補則）

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。